

第1節 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上

1 大学を通じた死因究明等に係る教育拠点整備のための取組の継続

【施策番号1^{注1)}】

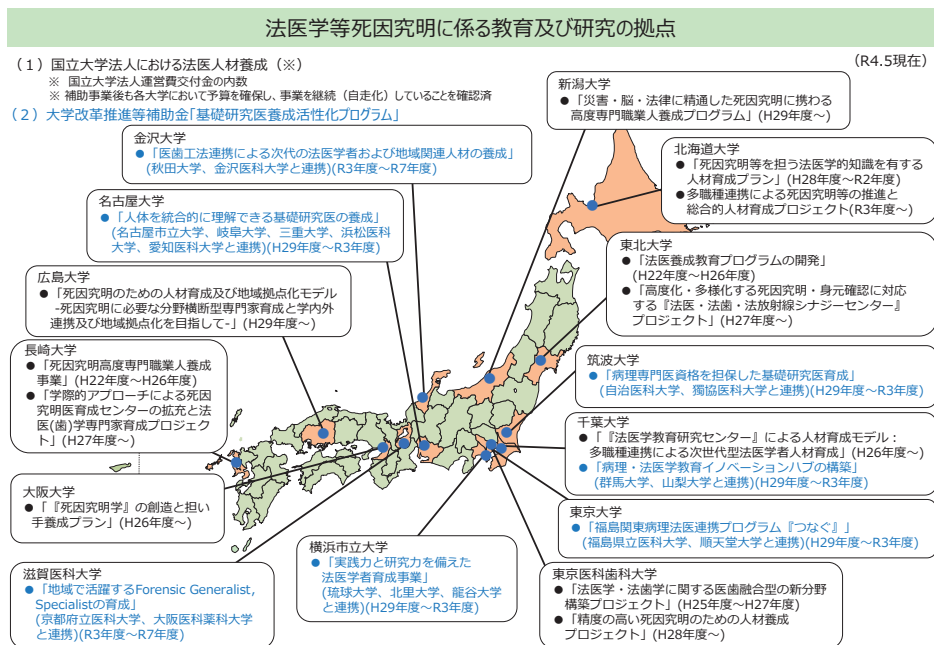
文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラム(P19トピックス2参照)により、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公私立大学の取組に対して必要な経費を支援している。

また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

その結果、令和4年度末時点で、支援する7大学が設置する18の教育コースにおいて、167名の大学院生等を受け入れている。

このほか、令和4年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。

資1-1-1 法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備



出典：文部科学省資料による

注1) 死因究明等推進計画(P103資料編15参照)との対応状況を明らかにするために付したのもの。

2 大学に対する死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実の要請

【施策番号2】

文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。

令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

資1-1-2 医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム（抜粋）

医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラム【令和4年度改訂】（抜粋）

医学	<p>第2章 学修目標</p> <p>SO-03: 法医学</p> <p>死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。</p> <p>SO-03-01: 死と法</p> <p>SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。</p> <p>SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。</p> <p>SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。</p> <p>SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。</p> <p>SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。</p>
歯学	<p>C-4-4 法歯学</p> <p>歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。</p> <p>学修目標:</p> <p>C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。</p> <p>C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。</p> <p>C-4-4-3 法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。</p>
薬学	<p><学修目標></p> <p>3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。</p> <p><学修事項></p> <p>(7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ</p>

出典：文部科学省資料による

3 死体検案研修会の充実

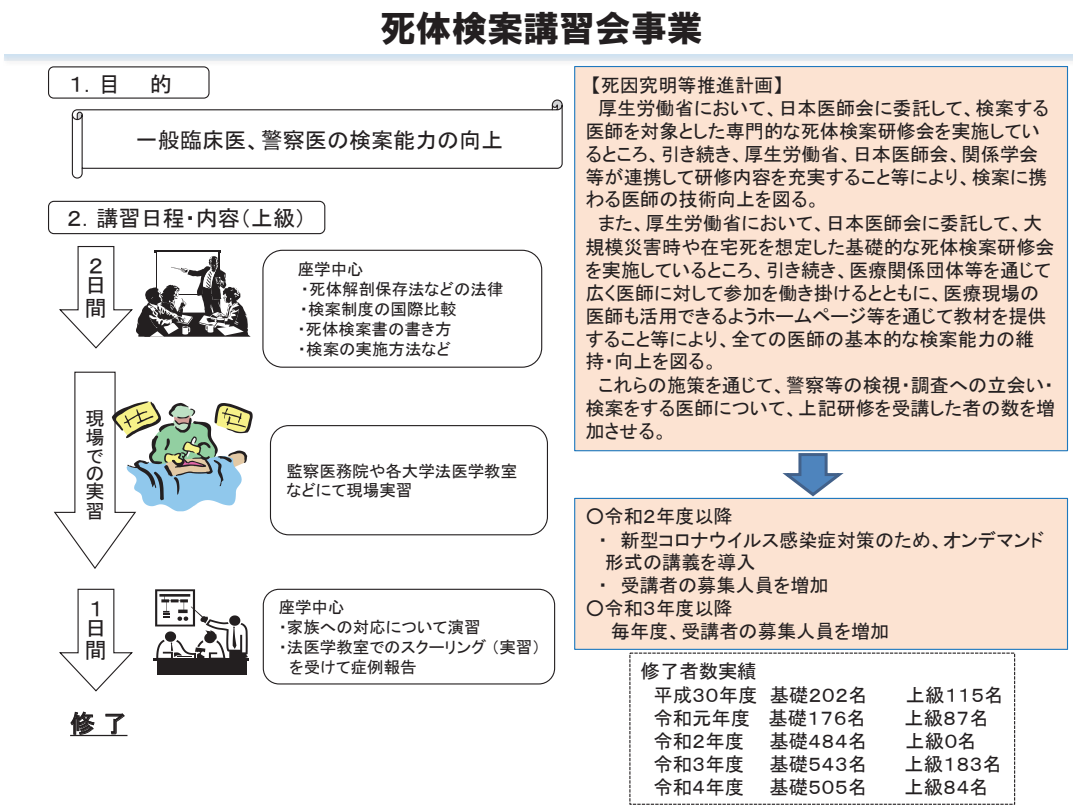
【施策番号3】

厚生労働省においては、平成26年度以降、検案する医師の検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会（基礎）及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会（上級）を実施している。

令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会（上級）の受講者の募集人員を300人に増加させ（前年度比150人増）、令和4年度からは、死体検案研修会（基礎）の受講者の募集人員を1,000人に増加させた（前年度比300人増）。

その結果、令和4年度における死体検案研修会（基礎）の修了者数は505人、死体検案研修会（上級）の修了者数は84人であった。

資1-1-3 死体検案講習会事業の概要



出典：厚生労働省資料による

4 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号4】

厚生労働省においては、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P44【施策番号48】参照）を活用するなどして実施された死亡時画像診断等の事例の分析結果について検証を行う事業を実施している。

令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号5】

警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官^{注2)}等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和4年度は、29都府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。

また、日本医師会が開催する死体検案研修会（基礎）がe-ラーニング形式で行われたところ、千葉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。

海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和4年度は、4管区海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。

注2) 原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家。



写真提供：警察庁

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号6】

警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師の育成及び資質の向上に資することを目的として、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第6条の規定に基づく解剖（以下「調査法解剖」という。）や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師や死亡時画像を読影する医師に結果を還元するよう努めている。

7 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号7】

厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。

令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた（前年度比各700人増）。

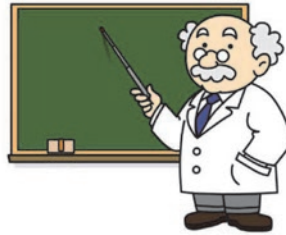
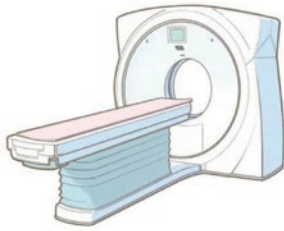
その結果、令和4年度における本研修会の修了者数は、医師が756人、診療放射線技師が598人であった。

資1-1-7 死亡時画像読影技術等向上研修事業の概要

死亡時画像読影技術等向上研修事業

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。



修了者実績

平成30年度	医師132名	診療放射線技師56名
令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名

- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度以降
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

出典：厚生労働省資料による

8 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等

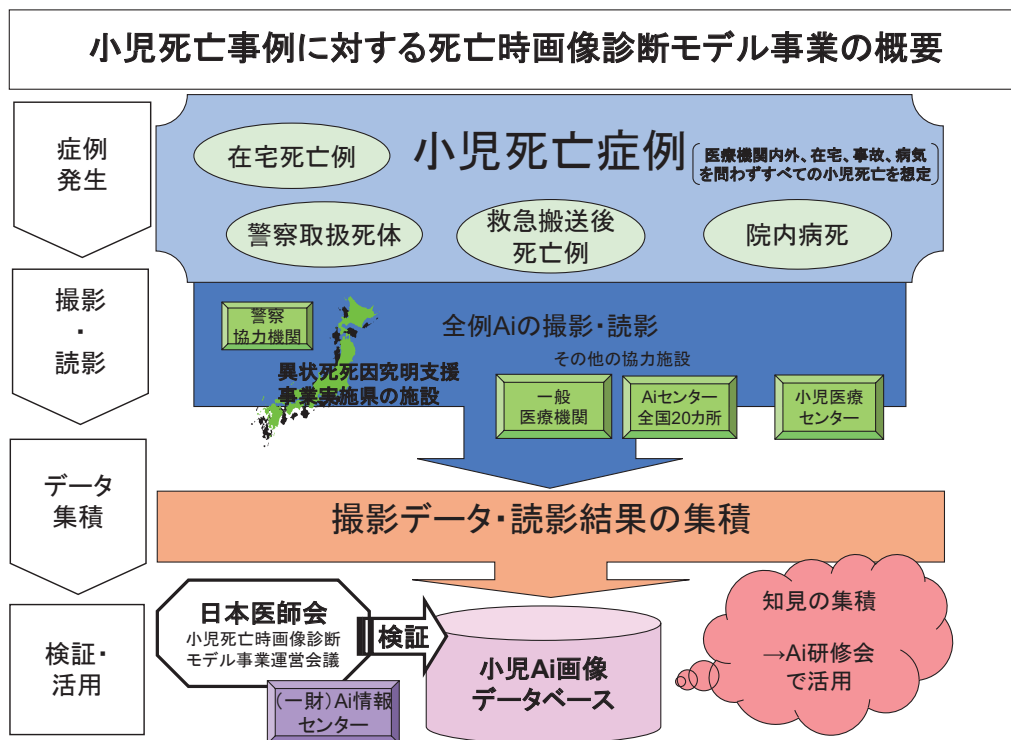
【施策番号8】

厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。

令和4年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は45施設あり、令和4年度は、これらの施設から、9件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。

また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像診断研修会の研修資料を作成しているほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。

資 1-1-8 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業の概要



出典：日本医師会資料による

9 死亡時画像診断に関する研修等への警察による協力

【施策番号 9】

警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を行っている。

10 死因究明等に係る研修会の実施・協力についての大学への要請

【施策番号 10】

文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

11 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号11】

警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。

令和4年度は、36都府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。

海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。

令和4年度は、7管区海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。

写真1-1-11

千葉市歯科医師会、千葉市医師会及び千葉県警察による多数死体取扱訓練



写真提供：警察庁

12 大学への死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例の紹介

【施策番号12】

文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。

令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長

会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。

13 大学への死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知

【施策番号 13】

文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。

令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

第2節

警察等の職員の育成及び資質の向上

1 検視官、検視官補助者等に対する教養の充実

【施策番号 14】

警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。

また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会（以下「日本法医学会」という。）と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。

このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。

写真 1-2-1 死体取扱業務に従事する警察官に対する研修（栃木県警察）



写真提供：警察庁

2 全国会議等を通じた各都道府県警察の好事例等に関する情報共有

【施策番号 15】

警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例や効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。

3 死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 16】

海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修（以下「法医学研修」という。）を実施している。

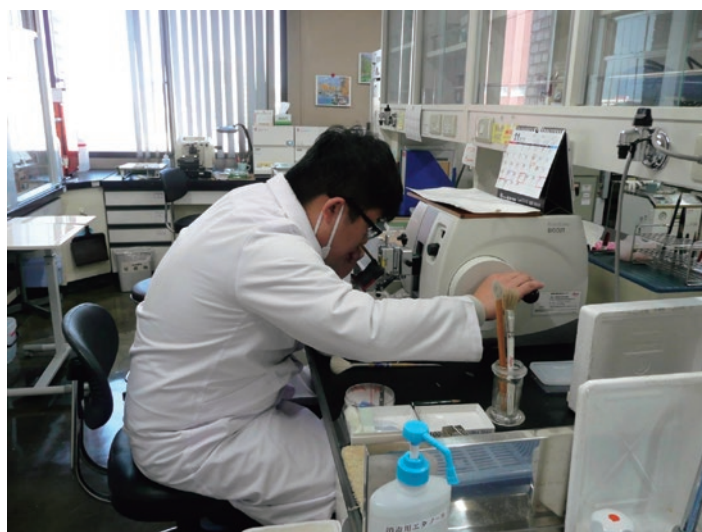
令和4年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。

写真 1-2-3-1 広島大学における法医学研修の様子



写真提供：海上保安庁

写真 1-2-3-2 産業医科大学における法医学研修の様子



写真提供：海上保安庁

4 鑑識官等に対する研修の充実

【施策番号17】

海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これらの業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修（以下「鑑識上級研修」という。）を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。

また、同研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。

このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者等を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講させたりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。

写真1-2-4-1 警察からDNA型鑑定資料の採取に関する講義を受ける鑑識官の様子



写真提供：海上保安庁

写真 1-2-4-2 法医学者から死体取扱業務に関する講義を受ける様子



写真提供：海上保安庁

5 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 18】（再掲）

P5【施策番号 5】参照

6 都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 19】（再掲）

P9【施策番号 11】参照

TOPICS

1 宮城海上保安部等の身元確認研修会への参加

宮城海上保安部、石巻海上保安署及び気仙沼海上保安署（以下「宮城海上保安部等」という。）は、令和4年10月、11月の2回に分け、宮城県歯科医師会館において、宮城県警察本部及び宮城県歯科医師会が共催した「第15回 身元確認研修会」に鑑識官等6名を参加させた。

同研修会には、上記共催者のほか、東北大学大学院歯学研究科及び宮城県歯科衛生士会等も参加し、大規模災害で多数の身元不明死体が発見されたとの想定の下、日頃習得した個人識別に係る知見等を活用して死体の歯科所見から身元を特定する技術や手順等を確認したほか、関係機関が連携して取り組むことの重要性を確認した。

さらに、歯の治療痕や特徴を書き込むデンタルチャート、口腔内の写真撮影方法について、歯科医師から説明を受けながら実習を行うとともに、身元不明死体の歯科所見との照合に必要なデンタルチャートの入手に時間を要すること等、実際の現場における身元確認活動の困難性等についての意見交換を行った。

本研修会への参加により、歯科所見の照合が身元確認に有効であることを再認識したほか、歯の特徴及び歯科専門用語への理解が深まる等、今後の身元確認活動に資する知識及び技術を得ることができた。

宮城海上保安部等の身元確認研修会における実習の様子



写真提供：海上保安庁